

マイナンバー法に基づく本人確認措置

◇マイナンバー法に基づく本人確認

マイナンバー制度では、本人またはその代理人からマイナンバーの提供を受ける時にマイナンバー法の本人確認を行うことが義務付けられています。

本人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認にあたっては、マイナンバーが正しい番号であることの確認（①番号確認）と、マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（②身元（実存）確認）、2つの確認を書類等で確認させていただきます。

①**番号確認（マイナンバーの確認）**：提供されたマイナンバーが正しい番号であることの確認

②**身元（実存）確認**：マイナンバーの提供を行う者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認

※代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、i 代理権の確認、ii 代理人の身元（実存）確認、iii 本人の番号確認を書類等で確認させていただきます。

◇番号確認書類と身元（実存）確認書類（詳細は次頁以降）

①**番号確認書類**（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）

②**身元（実存）確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）

で本人確認を行います。

マイナンバーカードは、1枚で番号確認と身元（実存）確認を行うことができます。

「マイナンバーカード」
で本人確認できました。



マイナンバーカード



「マイナンバーカード」
表面の写真・氏名・住
所・生年月日で「身元
（実存）確認」を行う。



「マイナンバーカード」
裏面のマイナンバーで
「番号確認」を行う。

日本年金機構が実施するマイナンバー法第16条に基づく本人確認について

日本年金機構がマイナンバーの提供を受ける場合、マイナンバー法第16条に基づき、以下のとおり本人確認(マイナンバーの確認と身元(実存)確認)を実施します。なお、代理人が本人のマイナンバーを提供する場合は、本人のマイナンバーの確認にあわせて、戸籍謄本、委任状等の書類による代理権の確認と、代理人の身元(実存)確認を行います。



【日本年金機構が本人からマイナンバーの提供を受ける場合】

○対面・郵送による場合（対面の場合は原本により確認。郵送の場合は原本またはその写しにより確認）

マイナンバーの確認	
■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認 ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書	■左記による確認が困難な場合は、次の方法による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認
身元(実存)確認	
■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認 ①マイナンバーカード ②運転免許証、運転経歴証明書 ③住民基本台帳カード(写真付きのもの) ④旅券(パスポート) ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ⑥在留カード、特別永住者証明書 ⑦官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの(写真付きのもの)☆ ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証(警備員に関する検定の合格証)	■左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認(異なる丸数字の組合せが必要) ⑧被保険者証、組合員証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合) ⑨児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ⑩住民基本台帳カード(写真付きでないもの) ⑪公的年金(企業年金、基金を除く)の年金証書または恩給証書 ⑫年金手帳 ⑬日本年金機構が交付した通知書(年金額改定通知書、年金振込通知書 等)☆ ⑭印鑑登録証明書 ⑮学生証(写真付きのもの)☆ ⑯官公署等が発行した身分証明書(写真付きのもの)☆ ⑰官公署等が発行した資格証明書(写真付きのもので⑦に掲げる書類以外のもの)☆
(備考) ・☆印(⑦、⑬、⑮、⑰)については、氏名、生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。 ・資格(身分)証明書(官公署等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの)は原本の提示が必要(写しや画像は不可)。 ・日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所等を予め印字して本人に交付した届書等については、当該届書等を使用して届出を行う場合には、これを身元(実存)確認書類として扱う。	

日本年金機構が実施するマイナンバー法第16条に基づく本人確認について

○電話による場合

マイナンバーの確認	身元(実存)確認
■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認	■本人の氏名・生年月日・住所の確認 ■本人しか知り得ない事項(年金の受取先金融機関名称等)による確認

○オンラインによる場合

マイナンバーの確認	身元(実存)確認
■マイナンバーカード(ICチップの読み取り)による確認	
■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認	■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・公的個人認証による電子署名による確認 ・日本年金機構が適当と認める方法による確認 (マイナンバーカード・運転免許証・旅券等のイメージデータ等(画像データ、写真等)の電子的送信等)

【日本年金機構が本人の代理人から本人のマイナンバーの提供を受ける場合】

	対面・郵送による場合(郵送の場合は写しで可)	電話による場合(※)	オンラインによる場合
代理権の確認	■次に掲げる書類による確認 ・法定代理人の場合：戸籍謄本等 ・任意代理人の場合：委任状 ■上記による確認が困難な場合は、官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類(本人の健康保険証等)	※法定代理人のみ可能 (以前に法定代理人の届出があった者に限る。) ■本人及び代理人しか知り得ない事項(本人と代理人の関係、年金の受取先金融機関名称等)による確認	■代理権を証明する情報の送信 (委任状データの電子的送信等)による確認
代理人の身元(実存)確認	■本人の場合に準じた方法による確認		■本人の場合に準じた方法による確認
本人のマイナンバーの確認	■本人の場合に準じた方法による確認	■本人の場合に準じた方法による確認	■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認